



産業財産権の権利化までの流れ図

INPIT岡山県知財総合支援窓口

〒701-1221 岡山市北区芳賀5301 テクノサポート岡山3F
086-286-9711

岡山知財窓口

検索



知財意識

創作活動(アイデア創出、研究開発)

知財での保護・権利化

製品化・事業化

先行技術調査(特許情報プラットフォーム)

登録によって発生する権利

登録を要しない権利

育成者権(植物の新品種を保護)等

産業財産権

営業秘密として保護等

著作権

特許権

発明(物、方法、製造方法)を保護

特許出願

方式審査(手続き的な審査)

公開特許公報の発行

審査請求

実体審査(内容の審査)

拒絶理由通知あり?

意見書、補正書を提出

拒絶理由解消?

特許査定

特許料(年金)納付(3年分)

設定登録

特許公報の発行

特許料(年金)納付

権利満了(出願日から最長20年)

出願料
14,000円
電子化手数料*1
2,400円+枚数×800円

審査請求料
138,000円+
請求項数×4,000円
電子化手数料*1
2,400円+枚数×800円

電子化手数料*1
2,400円+枚数×800円

特許料(年金)
第1~3年分納付
(4,300円+請求項数×300円)×3

特許料(年金)
第4~6年目
毎年10,300円+請求項数×800円
第7~9年目
毎年24,800円+請求項数×1,900円
第10年目~
毎年59,400円+請求項数×4,600円

実用新案権

物品の構造、形状に関わる考案を保護

実用新案登録出願

方式審査(手続き的な審査)

設定登録

登録実用新案公報の発行

約3ヵ月

出願料
14,000円
登録料(年金)
第1~3年分納付
(2,100円+請求項数×100円)×3
出願時、出願料と3年分
の登録料が必要。
電子化手数料*1
2,400円+枚数×800円

登録料(年金)
第4~6年目
毎年6,100円+請求項数×300円
第7~10年目
毎年18,100円+請求項数×900円
技術評価書請求手数料
42,000円+請求項数×1000円
↑
実用新案権の行使は、
「実用新案技術評価書」
を提示して警告した後で
なければならない。

権利満了(出願日から最長10年)

意匠権

物品のデザインを保護

意匠登録出願

方式審査(手続き的な審査)

実体審査(内容の審査)

拒絶理由通知あり?

意見書、補正書を提出

拒絶理由解消?

登録査定

登録料(年金)納付

設定登録

意匠公報の発行

登録料(年金)納付

権利満了(出願日から最長25年)

出願料
16,000円
電子化手数料*1
2,400円+枚数×800円

電子化手数料*1
2,400円+枚数×800円

登録料(年金)
第1年分納付8,500円

登録料(年金)
第2~3年目:毎年8,500円
第4年目~:毎年16,900円

関連意匠の出願可能
時期は、本意匠出願
日から最長10年。

商標権

商品やサービスに使用するマークを保護

商標登録出願

公開商標公報の発行

方式審査(手続き的な審査)

実体審査(内容の審査)

拒絶理由通知あり?

意見書、補正書を提出

拒絶理由解消?

登録査定

登録料納付

設定登録

商標公報の発行

更新(10年毎)または権利消滅

出願料
3,400円+区分数×8,600円
電子化手数料*1
2,400円+枚数×800円

電子化手数料*1
2,400円+枚数×800円

登録料
全額納付(10年)区分数×32,900円
分割納付(5年)区分数×17,200円

更新料
全額納付(10年)区分数×43,600円
分割納付(5年)区分数×22,800円

電子化手数料*1:書類を画面で提出した場合

流れ図は概略です。詳細は当窓口にお問い合わせ下さい。



商標出願時の参考資料

INPIT岡山県知財総合支援窓口

〒701-1221 岡山市北区芳賀5301 テクノサポート岡山3F
086-286-9711

岡山知財窓口

検索



商標の区分

- 商標権は、「マーク」とそれを使用する「商品またはサービス(役務)」との組み合わせから構成されます。
- 「商品またはサービス(役務)」は45のカテゴリーに分かれており、そのカテゴリーの単位を「区分」といいます。
- 区分数を増やして出願すると、出願料、登録料、更新料が上がります。

商標法施行令第2条において規定する別表(政令別表)

商 品	第1類	工業用、科学用又は農業用の化学品
	第2類	塗料、着色料及び腐食の防止用の調整品
	第3類	洗剤及び化粧品
	第4類	工業用油、工業用油脂、燃料及び光剤
	第5類	薬剤
	第6類	卑金属及びその製品
	第7類	加工機械、原動機(陸上の乗物用のものを除く。)その他の機械
	第8類	手動工具
	第9類	科学用、航海用、測量用、写真用、音響用、映像用、計量用、信号用、検査用、救命用、教育用、計算用又は情報処理用の機械器具、光学式の機械器具及び電気の伝導用、電気回路の開閉用、変圧用、蓄電用、電圧調整用又は電気制御用の機械器具
	第10類	医療用機械器具及び医療用品
	第11類	照明用、加熱用、蒸気発生用、調理用、冷却用、乾燥用、換気用、給水用又は衛生用の装置
	第12類	乗物その他移動用の装置
	第13類	火器及び火工品
	第14類	貴金属、貴金属製品であって他の類に属しないもの、宝飾品及び時計
	第15類	楽器
	第16類	紙、紙製品及び事務用品
	第17類	電気絶縁用、断熱用又は防音用の材料及び材料用のプラスチック
	第18類	革及びその模造品、旅行用品並びに馬具
	第19類	金属製でない建築材料
	第20類	家具及びプラスチック製品であって他の類に属しないもの
	第21類	家庭用又は台所用の手動式の器具、化粧用具、ガラス製品及び磁器製品
	第22類	ロープ製品、帆布製品、詰物用の材料及び織物用の原料繊維
	第23類	織物用の糸
	第24類	織物及び家庭用の織物製カバー
	第25類	被服及び履物
	第26類	裁縫用品
	第27類	床敷物及び織物製でない壁掛け
	第28類	がん具、遊戯用具及び運動用具

商 品	第29類	動物性の食品及び加工した野菜その他の食用園芸作物
	第30類	加工した植物性の食品(他の類に属するものを除く。)及び調味料
	第31類	加工していない陸産物、生きている動植物及び飼料
	第32類	アルコールを含有しない飲料及びビール
	第33類	ビールを除くアルコール飲料
	第34類	たばこ、喫煙用具及びマッチ
サ ー ビ ス (役 務)	第35類	広告、事業の管理又は運営、事務処理及び小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
	第36類	金融、保険及び不動産の取引
	第37類	建設、設置工事及び修理
	第38類	電気通信
	第39類	輸送、こん包及び保管並びに旅行の手配
	第40類	物品の加工その他の処理
	第41類	教育、訓練、娯楽、スポーツ及び文化活動
	第42類	科学技術又は産業に関する調査研究及び設計並びに電子計算機又はソフトウェアの設計及び開発
	第43類	飲食物の提供及び宿泊施設の提供
	第44類	医療、動物の治療、人又は動物に関する衛生及び美容並びに農業、園芸又は林業に係る役務
	第45類	冠婚葬祭に係る役務その他の個人の需要に応じて提供する役務(他の類に属するものを除く。)、警備及び法律事務

商標出願のおすすめ制度

項目	早期審査	ファストトラック審査	通常審査(参考)
対象者	出願商標を既に使用している方	特に限定は無し (出願商標をまだ使用していない方に最適)	特に限定は無し
要件	既に使用している 緊急性がある等	「類似商品・役務審査基準」等に掲載の 商品・役務名のみを指定	特に限定は無し
申請	必要	不要	不要
手数料	不要	不要	不要
審査結果通知期間	約2ヶ月	約6ヶ月	約12ヶ月
備考	一定要件に該当する必要あり	要件に該当するか否かは特許庁で自動判定	

注:上記は概略です。詳細は当窓口にお問い合わせ下さい。

商標出願のおすすめ制度の詳細



商標早期審査

<https://www.jpo.go.jp/system/trademark/shinsa/soki/shkouhou.html>

ファストトラック審査

https://www.jpo.go.jp/system/trademark/shinsa/fast/shohyo_fast.html

